

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年9月19日(火曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
市助	役佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田議君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
農政部長	酒巻進君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。
商工交流部長藤井雄一君は、都合により欠

席いたします。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 小関勝教議員

7番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇）平成18年第3回定例会に当たり、さきに通告してありました大綱4点について、市長並びに教育長に質問します。

大綱1点目の福祉行政について、市長並びに教育長に質問します。

1つには、子育て支援についてお伺いします。

初めに、幼保一元化（認定こども園）についてお伺いします。

本年5月に、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ総合施設、認定こども園を整備するための幼保一元化法が成立しました。

その背景として、現行制度では、児童福祉法に基づく保育所と、学校教育法に基づく幼稚園では、目的や機能が異なり、保育所の利用者が子どもに充実した教育を受けさせたい、もしくは幼稚園の利用者が子どもを長時間預けたいと思っても、そうした要望に対応することは難しく、全国的に見た場合には共働き世帯の増加に伴い、保育所への入所待ちをしている待機等が、全国では2万3,000人に上

る一方で、幼稚園は少子化の影響により、定員割れで閉鎖が相次ぐというような、需要と供給の不都合な問題が生じていると言われております。

我が国の出生率は、厚生労働省が発表した2005年の人口動態推計では、全国1.25で人口減少の自然減もはじめて記録し、高齢化もかつてない勢いで進んでいること。

また、少子化については、対策を講じつつも、大きく出生率を上げる手立てにはなっていないのが現状です。

本市においても、人口減少と少子化傾向は、将来にとっても深刻であります。

本市における出生数は、平成11年度で204人、12年度は206人、13年度は192人、14年度は184人、15年度は143人、16年度は、2月現在で159人と減少しております。

こうした状況からして、本市において将来の少子化を見据えた幼保一元化について、検討する時期ではないかと思っておりますことから、3点お伺いします。

1つには、本市の幼稚園、保育所の入所状況と今後の児童数の推移について。2つには、認定こども園に移行する場合の認定基準に照らし、市として考えている問題点について。3つには、市としての幼保一元化での考えについてお伺いします。

2点目は、子ども向け食育カルタの導入についてお伺いします。

今子ども達にも、中高年に特有の成人病が子どもを襲っていると言われております。

高血圧や動脈硬化、糖尿病、心臓病、高脂血症などです。

小児成人病は、食生活や生活習慣病からく

るもので、家族ぐるみでの対処法が大切です。

見るからに肥満の子がふえていることや、疲れやすく寝起きが悪い、血圧 200 を超える子どももいると聞いております。

一方では、痩せていて骨が細く、ひよろ長い感じの虚弱体質の子も多く、生活習慣は小児期に、その基本が身につくと言われていますように、子どもには毎日規則正しい生活リズム、食生活リズムを保てるようにしつけることと、バランスのとれた食事を 3 回きちんと食べさせること。運動と食事、休養のバランスをとらせることが重要とされています。

平成 17 年 6 月 10 日に、食育基本法が成立し、同年の 7 月 15 日に施行されましたが、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人ができるようにと、総合学習の 1 つとして食育を取り入れるようになりました。

私は、昨年 の 第 4 回定例会で、食育カルタの活用について質問させていただきました。

本市には、すでに食育カルタがあるとお聞きして、見せてもいただきましたが、高齢者向けの生活習慣病予防に向けたものであります。

答弁では、食育や生活習慣病予防の知識を広めていく上での有効な手段であり、幅広く活用していただけるとのご答弁をいただきました。しかし、子ども向けのカルタは 1 つもありません。

食育は、小さい子どものころから、味覚が形成される時から育むべきであると思います。

その 1 つとして、カルタ遊びという形態から、家庭ではお母さんやお父さん、兄弟、保育所やセンター、幼稚園では保育士、先生が読み手となり、かかわりながら楽しく繰り返

し遊ぶことで、食物のバランスや衛生面やしつけなどを身につけることができます。

子育て支援センターや保育所や幼稚園等において活用していただきたいと思います。

ちなみに、この子ども向けの食育カルタをすでに導入されているところでは、カルタの内容がわかりやすく、子ども達は真剣に目を向け、楽しみながら読み上げる歓声がおきていましたとか、また、こどもセンターに通う親から、家族でも使いたいと、すすすくカルタの反響が出ているとこのように伺っております。

本市においても、ぜひ導入し、食育の一貫として活用していただきたいと思いますが、導入についての考えをお伺いします。

3 つ目は、講演会等の取り組みについてお伺いします。

子育てについて、多くの方が参加していただければいいなという、すばらしい内容の応援が企画されていますが、参加者が少ないので残念であります。

参加者の中からもこうした声を聞いており、もっと事前に声かけしたり、関係者間の連携で啓蒙に力を入れたならば、もったいないね、せつかくのいいお話で、なかなか聞かれないね、という声がありました。

子育てが終わって、少し地域社会に出られるようになった方や、仕事関係の方などの参加など、多種多様です。

でも、子育て最中の若いお母さんや、学生や中学生や高校生など、そして特に男性の参加が少ないと思います。

男女共同参画社会の上からも、男性の参加は特に力を入れて欲しいと思います。

どうしてこのようなお話をするかは、かつて講演会でお聞きしたお話の中に、子どものいろんな問題を突き詰めていくと、家庭そして親子、最後は夫婦という問題に行き着くというお話をお聞きしました。

講演では、講師の言葉の力や、専門の教員に裏付けられた話や体験談、講師の熱い思いが聞き手に伝わってきます。

社会への出来事に目を向ければ、次々と悲しいニュースが報じられています。

子どもが親を、親が子どもを殺害したり、友人に自分の親の殺害を依頼するなど、同級生を殺害し、自分も自ら命を絶っていく少年、学校では、教師もナイフやカッターを投げつけたりする児童生徒と、信じられないことがテレビ等で報じられています。

子ども達がもっと心豊かに成長していけるような社会に、大人たちが、また社会が未来の宝を育てていかななくてはなりません。

私は、市が取り組んでおります、各種講演会というものには、大変大きな力があると思っています。

行政が行う事業の中でも、至って地味なものでありますが、そこは、そこにやり続けることに大きな意味があると思うのです。

そこで、講演会の充実に向けた取り組みについてお伺いしますが、1つは、16年度、17年度の市が主催した、子育てにかかわる講演の参加状況と、本年度の予定について。

2つには、先ほども述べましたように、関係した課や他の課との連携や、民生児童員、青少年育成協会等と関係団体との連携など、もっと多くの参加を呼びかけるなどの取り組みを行っていくべきではないかと思えます。

また、アンケートなどを行い、参加者の声にも耳を傾け、今後の参考にしてはいかがでしょうか。

この2点についてお伺いします。

大綱の2点目は、農業行政についてですが、農薬飛散による健康被害について、主に住宅、通学路、学校等周辺の農薬被害について、市長にお伺いします。

農薬被害について、5、6年前から、住宅に近接した野菜畑の作物に散布される農薬が、風により住宅へ飛んでくるため、臭いや気管がゼコゼコしたり、毎年その時期には、暑い日であっても窓も開けられないといった生活環境が脅かされ、畑の所有者に言ってもなかなか改善されない状況が続いているといったお話を聞きました。

ここで付け加えておきますが、現在のところ体調の不調が、医学的にそれが原因とはっきりしているわけではありません。

風向きによっては、暑い日でも窓を開けることができないなどのストレスを感じ、生活している家族にとっては深刻であります。

本市の住宅は、農地に囲まれているところが多いと思われれます。中には、住宅が密集した中に農地として一部残っているところもあり、通学路にもなっているようでして、心配であります。

また、4年前の話になりますが、広範な空き地と近接したところに住まわれている方から、夏の暑い時期に窓を開け放っているところに、事前のお知らせもなく、空き地の害虫駆除の散布が行われたため、害虫が一斉に住宅に向かって飛んできて大変な目にあつたことなどのお話も聞いております。

その後、そのようなお話はその地域からは聞かれていませんが、このようなお話を聞いて私なりに調べてみましたところ、農林水産省消費安全局長より、平成15年9月16日に、近年、学校・保育所・病院・公園・街路樹・住宅地周辺の農作物栽培地等において、使用された農薬の被害を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えが多く聞かれるようになってきていることから、農薬が飛来することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨を規定し、土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む）、殺虫・殺菌・除草剤等の病虫害防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等に対する協力の要請として、厚生労働省の各局長あてに協力要請のお願いの文書が送られておりました。

一部紹介しますと、「農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は事前に近隣の住民への周知に努めること。特に農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。農薬使用者は農薬をした年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類または使用した農薬の単位面積当たりの使用料または希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が、住民から地方公共団体であった場合は、地方公共団体の農林部局をはじめとする関係部局は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等、適切に対処すること」。

一部ですが、こう書かれております。

本市においては、特に住宅、通学路、学校

周辺等の近接した農地が結構あります。

1つに、これまでに本市では、農薬飛散による健康被害の相談があったのか、あった場合の対応。飛散による主な症状について。

また、農薬を使用する方への散布時の注意などの周知の徹底が必要ではないかと思えます。

また、公共施設等における除草や害虫駆除等についても、利用者などの多く利用する時間帯や風向き等など、作業時の注意や周知、相談窓口なども設置され、対応に備える必要があるのではないかと思います。市長のお考えをお伺いします。

大綱3点目の、道路行政の福祉施設にかかわる道路整備について、市長に伺います。

美唄は、福祉のまちとして他の市町村よりも福祉施設も多く、また、障がいを抱えた方が多く住んでいるまちとして、地域の方々は障がい者への方の理解も深いまちだと思います。

障がいには身体、知的、精神の3つの障がいがあるわけですが、中には二重障がいの方もおられます。

本市には、身体障がい者リハビリセンター、養護学校、福祉施設が立ち並び、昔は障がい者の施設と言えば人里離れた場所にある、そういったイメージでしたが、今は地域社会の中に、同じ生活圏で暮らしております。

この、市道東7条南線の通りは、お天気のよい日には日常的に散歩に出かけたり、まちへの買い物等にも出かけたりします。

この道路は、まず歩道は片側だけで道幅も狭く、歩道は狭いので車いすでの歩行は困難で車道を歩くこととなります。介助する方も

車道を歩きます。

車道も傷み、歩道のない片側の道は舗装されていない部分が広くあって、結構車が通ったりするので、石が車道の方に散らばっていたりして、何気なく私たちは歩いても、こうした方々にとっては大変厳しい道であり、関係者からも、道路の整備を望む声が聞かれています。

どうか、障がいをお持ちの方の目線で見てください、早期の整備に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いします。

大綱の4点目は、教育行政について、美唄中学校の整備についてお伺いします。

中学校内の通学路について、大変くぼみが多く、雨が降ると車を止めても下りるのに一苦労であるし、生徒たちも大変ではないだろうかとの話をお聞きしましたので見てきましたところ、話を聞いたとおり、雨が上がって2日ほど経っていましたが、雨水がまだ溜まっていたし、たくさんの大小のくぼみができていました。

季節柄、雨も多くなる時期でもあり、さらにひどくなることが懸念されます。

くぼみでバランスを崩し、自転車が転倒するなど心配されます。

くぼみができると土や砂利を入れて補修してもなぜか同じところにまたくぼみになってしまいますので、舗装などの整備が必要ではないかと思いますが、このほかの学校については見ていませんのでわかりませんが、子ども達の安全を考え、整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、校舎の北側にあります自転車置き場

ですが、現在使用されていないように見受けられました。

校舎南側の通学路の脇に並べて自転車置き場としているようですが、立派な自転車置き場があるにもかかわらず、野ざらしの状態で南側に置いてあるのはどうしてなのか、もったいないことだと思いましたので、自転車置き場の活用について、この2点について教育長にお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、福祉行政について。

幼稚園と保育所の入所状況と、今後の乳幼児数の推移についてであります。本年9月1日現在、公立幼稚園3カ所では定員140名に対し、入園児は127人、入園率90.7%。公立認可保育所4カ所では、定員180人に対し、入所児は204人、入所率113.3%となっております。

今後の乳幼児数の推移につきましては、本市の人口・出生率数が減少する中、乳幼児人口も減少傾向であるものと考えております。

次に、認定こども園についてであります。就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな制度として、10月からスタートいたします。

道が条例で定める認定基準案では、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地少裁量型」の4つの設置類型に応じた設置基準や、施設基準や職員配置などが示されており、導入する場合は、新たな施設整備や職員配置が必要となります。

市といたしましては、今後減少が予想され

る乳幼児数や教育・保育ニーズの動向を見極め、美唄21世紀まちづくりプラン等との整合性を図りながら、教育委員会との連携のもと検討してまいりたいと考えております。

次に、食育カルタについてであります。現在、保健センターなどにおいて、大人向けの食育カルタを活用し、安全な食べ物の選び方や望ましい食習慣などを知る上で、効果を挙げております。

市といたしましては、乳幼児から食育への取り組みは大切なことと考えており、今後子育て支援センターや保育所などでの保育活動に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、子育てに関する講演会の取り組みについてであります。平成16年度、17年度にそれぞれ2回ずつ、親子のかかわりや子どもの食育などをテーマとして開催し、合計196名の参加となっております。

本年度につきましては10月、「いのち輝く性教育」をテーマに開催する予定であります。

開催に当たりましては、今後とも十分関係団体等と連携し、広く市民の皆さんに聞いていただくよう、内容の充実を図りつつ、PRやアンケートに努めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、農薬飛散による健康被害についてであります。健康被害の症状は、皮膚かぶれや目の障がいなどさまざまございますが、現在市及び空知支庁では、住民の農薬飛散による健康被害の実態は把握していないところでございます。

農薬使用者への周知は、農業者については農協が指導しておりますが、農薬を使用する市民の皆さんには、農薬使用量や使用方法及

び近隣住民への事前周知等について、広報メロディでお知らせしてまいります。

なお、今後農政課を相談窓口として必要な対応をしてまいります。

次に、道路行政について。

市道東7条南線の道路整備についてありますが、この路線は市道旭通と、北海道立身体障害者リハビリセンターや北海道美唄養護学校など、福祉・教育施設を結ぶ路線であり、施設などを利用している方々の安全を確保するため、厳しい財政状況にありますが、緊急性など地域の実状を配慮し、生活基盤整備に向けて努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 谷内議員のご質問にお答えいたします。

初めに、認定こども園についてありますが、教育委員会といたしましても、幼稚園と保育所のいいところを生かし、その両方の役割を果たそうとするこの認定こども園は、既存の幼稚園や保育所で就学前の子どもに教育、保育を提供し、地域における子育て支援を行う新たな機能を持つものとして、関係部局との連携を図りながら検討していかなければならないものと考えております。

また、平成14年に作成いたしました、「美唄市幼稚園教育振興計画」では、少子化が進む現状の中、将来的には幼稚園教育の中心的な役割を、私立幼稚園に担っていただくことにしておりますが、当面「認定こども園」につきましても、新たな課題として検討が必要であると考えているところであります。

次に、子ども向け食育カルタの幼稚園教育における取り組みについてありますが、「食

育」は今日的な大変重要な課題であり、すでに本市の小中学校におきましては、望ましい食習慣などを身につけるための、「食に関する指導」を行っているところであります。

就学前の子ども達に対しましても、食に関する興味・関心を持たせることは大切なことであり、美唄市における「食育推進」の中で、保健福祉部とも連携をし、導入をしてまいりたい、このように考えております。

次に、子育てや教育に関する講演会等の取り組みについてであります。これまで各種講演会等の開催の周知、参加呼びかけにつきましては、月例の校長会等の機会を活用して、関係機関等から直接説明をしていただくなどしているところであります。こういった方法により学校等へも理解を深めてまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、美唄中学校の整備についてであります。美唄中学校の校地内通学路につきましては、平成16年度に一部障がい者用駐車場の舗装整備を行いました。そのほか未舗装となっております。

これまで路面が傷む雪解け時期などには、必要に応じて切り込み砂利等の敷設、転圧を行うなど、補修整備に努めてきたところでございます。今後におきましても、各学校における実態を把握し、児童生徒が安心して通学できるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄中学校の校舎北側にある、駐輪場につきましては、生徒の利便性や管理上の問題から、現在使用しておらず、校舎南側に生徒用駐輪スペースを設けております。

今後におきましては、雨天時の課題、校舎

北側の駐輪場の管理上の問題点など、学校と協議をしながら改善に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

13 番谷村孝一議員。

●13 番谷村孝一議員（登壇） 平成18年第3回定例市議会に当たり、私は大綱2点について、市長にお伺いします。

その1点目は、新しい少子化対策についてであります。

政府は今日まで、少子化社会対策に基づき少子化対策を推進してきましたが、少子化の進行に歯止めがかからず、平成18年6月20日の新しい少子化対策について決定したわけであります。

我が国の出生率は、過去30年間にわたって低下し、近年は出生数・出生率ともに毎年過去最低を更新しており、平成17年の出生数は全国106万人で、前年より4万8,000人少なく、死亡数は108万人で特殊出生率が1.25となり、我が国が人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転じたわけであり、特殊出生率が2.08前後を割ると将来的に人口を維持できなくなると言われております。

現在の少子化傾向が続くと、21世紀半ばには、我が国の総人口は1億人を割り込み、3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢化社会を迎えると言われております。

急速な人口減少の流れを変えるには、人工的に大きな集団である第2次ベビーブーム世代が、まだ30代であるこの5年間程度が特に少子化対策が重要であると言われております。

そこで、新しい少子化対策のポイントとし

て、急速な少子化の進行は経済、産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立にかかわる問題となるため、本対策に基づき少子化対策の抜本的な拡充・強化・転換を図り、出生率の低下傾向を反転させるために、社会全体の意識改革、子どもと家族を大切にする視点に立った施策を推進し、子育て支援策や働き方の改革と合わせて、社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を推進することが必要と言われております。

そこで、市長にお伺いいたしますが、本市の場合、ここ3年間の出生数と合計特殊出生率、また、死亡数と死亡率をお教え下さい。

このようなことから、予想を上回るスピードで進行する少子化に対応するために、地方行政もこのことを施策の重点に位置付け、独自の少子化対策を打ち出す必要があると思っております。

さらに、各国の家族政策にかかる財政支出の割合を見ますと、社会支出の中でOECDの基準で、イギリスが9.97%、スウェーデンが9.88%、フランスは9.86%であるのに対し、日本はわずか3.43%で、児童家族に関する支出割合が小さくなっております。

そこで、本市の場合、新たな財政支出も含めて、独自の特色ある少子化対策の考え方があればお伺いいたします。

また、新たな少子化対策の中で、子育て支援の項目の中に、妊娠中の健康診断費用の軽減策が提案されておりますが、本市の場合どのような軽減策がとられているのかお伺いたします。

次に、大綱の2点目は、道州制についてで

あります。

現在我が国では、人口減少、超高齢化社会の到来や、グローバル化の進展により時代の潮流に適切に対応しなければなりません。

将来に向けた発展を図るためにも、現在改革が進められておりますが、国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担う地方分権の視点を欠かすことはできません。

現状は政策の立案や管理、執行に至る流れは、国と地方の間で複雑に入り組んだものとなっているため、行政上の非効率や行政手続きの重複が生じて、責任の所在があいまいになっております。

このようなことから、道州制は国と基礎自治体との広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方の双方の政府を再構築しようとするのが目的であり、2001年第27次の中央制度調査会で道州制導入に向けての検討もはじめ、あわせて都道府県や各関連機関でも議論が行われており、2002年の4月に、小泉首相が正式に道州制の検討を指示したわけであります。

現在のところ、道州制のトップランナーとして担っているのは北海道であり、近く成立されるであろう道州制特区推進法案を経て、国のバックアップのもと道州制特区として積極的に推進しようとしている現状であります。

また、構想の基本は、現在の都道府県を改め、全国を7から10ぐらいの道や州に再編する方向で議論されております。

そこで、市長にお伺いいたしますが、道州制の定義についての認識をお聞かせいただきたいと思っております。

このように、広域自治体改革を実現し、分権を真に実効あるものにするには、基礎自治体の充実強化が大切であります。

本市の場合、道州制議論が具体的段階でない時期に、市町村合併構想議論で自立を選択し、今日に至っておりますが、現在の本市の人口、財政状況で道州制との矛盾はありませんか、お聞きいたします。

次に、道は昨年3月に、道州制に向けた事務権限委譲方針を策定し、市町村に権限2,000項目と事務事業約200項目を提示し、55市町村に360項目の移譲が行われ、今年度においても市町村の要望実現のため、具体的に向け協議し、11月の定例道議会に改正案を提出し、執行に必要な経費は交付金として来年度予算に繰り込むとしているが、本市の場合、道に対して事務権限の移譲に対する要望を行ってきたか、また移譲された項目はどのようなものか。

さらに、今後の要望事項とあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

初めに、少子化対策についてであります。市では平成17年度から、次世代育成支援美唄市行動計画に基づき、市民と協働した総合的な子育て支援政策を推進しているところであります。

これまで、保育所や放課後児童対策事業の充実、親子に絵本を贈る「ブックスタート事業」のほか、地域で子育てを支援するための子育てリーダー養成などに取り組んできたところでございます。

その結果、本年4月には、子育て経験のある市民などによるファミリーサポート「ゆりかご」が設立され、子どもの一時預かりなど、地域で子育てを支援する市民による新たなサービスがスタートしました。

国の少子化社会対策会議では、本年6月に「新しい少子化対策について」を決定し、これまでの施策がより大きな効果を上げるためには、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や地域の絆を強める社会全体の意識改革が重要であるとしており、市といたしましても、地域で子育てを見守る「せわすき・せわやき隊」の活動や講演会などにより、市民の意識改革に努めるとともに、本市の特性を生かした子育て環境の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、「道州制」についてであります。道州制は現在、そのあり方について議論が行われているところであります。本年2月に出された地方制度調査会の答申では、その位置付けとして、「広域自治体として、現在の都道府県に変えて道または州を置く、地方自治体は道州及び市町村の2階層とする」とされております。

したがって、「道州制」は、国の形をこれまでの中央集権から地域主権型へと大きく変え、地域のことは地域で決めることのできる、地域主権型社会の実現をめざすため、国から大幅に権限、財源の移譲を受けた地方自治体として、これまで以上に地域の特性を踏まえた行政を展開し、個性豊かで活力ある地域社会を実現していくものであらうと考えております。

道が現在取り組んでいる「道州制特区」は、

この「道州制」を展望して、国から道に権限移譲や規制緩和などをモデル的、先行的に積み重ね、その効果や意義を検証することにより、「道州制」に向けた理解や議論を深め、その推進を図るものと考えております。

次に、本市と道州制とのかかわりについてありますが、道では道州制特区の取り組みと同時に、支庁制度改革、市町村合併、事務・権限の市町村への移譲を進めようとしており、このような地方行政の枠組みや道と市町村の役割が大きく転換しようとしている中、私は道に対して市町村の自主性、自律性が尊重されるよう、本市の考えを明確に伝えていきたいと考えております。

北海道におけるこれらの動きに関しては、道民生活を向上させ、地域を活性化させることが重要であり、今後ともそのような考え方に立って自立のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、これらの動きを注視しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、道に対する事務・権限の移譲要望についてありますが、道が定めた「道州制に向けた道から市町村への事務・権限委譲方針」に基づき、平成 18 年度から 51 件の事務事業と、1,482 件の権限移譲が進められており、本市においては、平成 18 年度は、「低体重児の届出の受理に関する事務」と、「未熟児の訪問指導に関する事務」について要望し、移譲済みとなっております。

また、現在、平成 19 年度の実施に向けて、「浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務」、「鳥獣の飼養の登録に関する事務」及び「有害鳥獣の捕獲等の

許可に関する事務」の、3つの事務を要望しているところでございます。

なお、要望に当たりましては、市民の利便性の向上や効果、道が取り扱った過去の実績、市の事務との関連性や自治体制、事務の難易度や専門性などを総合的に判断しているところであり、今後とも受け入れ可能なものから要望していく考えでございます。

なお、出生数と出生率、死亡数と死亡率、健診費用の軽減策については、保健福祉部長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 過去3年間の出生数と、合計特殊出生率について、死亡数と死亡率について、妊娠中の健康診断費用の軽減については、私から答弁させていただきます。

初めに、本市の出生率数と合計特殊出生率についてであります。出生数は、平成 15 年が 185 人、平成 16 年が 158 人、平成 17 年が 164 人となっております。

また、合計特殊出生率につきましては、道の空知保健福祉事務所が、美唄市の出生数をもとに3年ごとに公表しており、昨年美唄市は 1.26 人となっております。

次に、死亡数についてであります。平成 15 年が 333 人、平成 16 年が 357 人、平成 17 年が 355 人で、死亡数が出生数を大きく上回っており、本市は昭和 63 年以降、人口の自然増が望めない状況が続いているところでございます。

次に、妊娠中の健康診断の助成についてであります。定期健診に際しましては、妊婦一般健康診査受診券を2回分交付し、前期に

6,880 円、後期に 6,540 円を助成しております。

さらに出産時に、35 歳を迎える妊婦には超音波検査料として、1 回分 5,500 円を限度に助成をしております。

●議長長岡正勝君 13 番谷村孝一議員。

●13 番谷村孝一議員 この場から 1 点だけ、再質問させていただきますが、ただいまの答弁にもありましたように、本市の場合、全国的傾向と同じように、出生数に対し死亡率が多い、死亡数が多いという実態でありまして、いわゆる人口の自然増は見込めない状況にあると言われております。

したがって、今後子どもを生んでいただける状況の人には、たくさん子どもを生んでいただきたいという願いが 1 つあるわけですが、そのために、市としても何とか誘導策的なものが必要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。

特に、本市の場合、産婦人科の健診が週 2 回ということで限られておりまして、いわゆる母子手帳をいただいた後の後半の検診については、いわゆるサテライト化された中核医療機関にいかなければならないという状況でありまして、美唄市で分娩ができないという不都合さがあるわけであり、そういう中であって、距離だとか時間だとか、あるいはもろもろの用事で後半にわたっても美唄で検診を受ける、あるいは中核医療機関に行かなければならないというダブった状態が数回あるようです。

そういった場合においても、初診料がかかるというそういう状況でありまして、非常に妊婦さんからそういうお話を聞いたことがあ

ります。

そういう中で、今回新しく少子化対策が設定されて、いわゆる妊婦の費用の軽減ということも子育て支援の中にあるとこういうことから、何とかこれらの費用の重複を避けるためにも、本来であれば百何十人かの 1 年間の出生率ですから、全体の経費をもってもいいんじゃないかというぐらい大事なことだと思うんですが、少なくとも今申し上げましたとおり、ダブって診療を受ける場合の初診料が双方にかかってきたとこういう実態でありますから、そこら辺の配慮ができないものかどうか、お伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 谷村議員の質問にお答えします。

出産病院の受診時に要する費用の助成についてであります。市としましては、新たな助成を行うことは難しい状況ですが、妊娠中からの子育て家庭を支援する「ママパパ・マタニティクラブ」や「ペア教室」において、保健師・栄養士等のスタッフのほかに、育児への心構えなどを助言する臨床心理士を加えるなど、事業の充実を図っているところであり、今後におきましても、総合的な子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） 2006 年第 3 回定例市議会に当たりまして、私は、地域医療の確立、市長の選挙公約、国民保護法と市民の暮らし、以上大綱 3 点について、それぞれ市長にお伺いをいたします。

まず最初は、地域医療の確立についてであります。

この項目で、お尋ねしたいポイントは、すでに市立と労災の統合による新しい総合病院の開設に最もポイントとなります。労災病院の上部組織であります独立行政法人の機構が、9月、10月にはその方向性、結論を市長の求めに応じて回答するという、すでにそういうお話が市長から出されておるわけでありまして。

今後の地域医療、ひいては医療・保健・福祉、美唄が掲げるまちづくりの柱、それがどのようにになっていくか、ひとつその状況について、議会も共有すべきであると、しっかりと把握をして一丸となった体制で、市民の利益につながる行動を起こすべきだとこんな視点で、以下質問をしたいと思っております。

項目の1つ目は、新しい総合病院の開設についてであります。

2005年、平成17年4月に、桜井市長が策定をいたしました美唄市地域医療ビジョンは、2008年、平成20年度を目標にして、市立美唄病院と労災病院を統合することにより、新しい総合病院を開設するとしています。

それは、市立美唄病院、美唄労災病院のいずれも医師不足を最大の要因にして、このままでは両病院の存続が難しい状況になる、そして、美唄の人口規模からも、2つの総合病院があることにより相互に経営を圧迫する、これはマイナス作用を来すということで、しょうこととなり、地域医療の確保が困難になると両病院の統合理由を示しています。

そして、このビジョンを具体化するために、美唄市地域医療マスタープランの策定作業中と認識をしています。

そこで伺いますが、まずマスタープラン、いつまでにつくるのか、作成の到達時期、そして、そのマスタープランの策定に当たって、担当者苦勞なさっていると思いますが、最も大きな課題は何か、それぞれお答え下さい。

さらに、策定作業中のマスタープランは、地域医療ビジョンに基づくものですが、美唄の地域医療の現状は、地域医療ビジョンを策定した、策定は平成17年4月であります。現状の押さえというのは、これは数値の捉まえ方もあるでしょうから、平成15年の状況やら、平成14年の状況やら、これらが美唄の医療状況ということで押さえられているわけがあります。

その時点と、今現在の美唄の地域医療の現状というふうに考えますと、その中に、民間医療機関が新たに開設をしたり、医師の配置や病床数の減少があったり、著しいかどうかわかりませんが、変化が現実に見えます。

そこで、現状の変化、主にどのように押さえたいらっしゃるか。

あわせて、国の医療制度や道の地域医療政策など、取り巻く環境はさらに悪化をしています。

そこで、このマスタープランのもとになる地域医療ビジョンの見直しが必要ではないかと思っております。そのことについてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、美唄労災病院の再編についてであります。

このことにつきましては2004年、平成16年3月に厚生労働省が明らかにした労災病院の再編計画が、私たちの目に触れる1番新しい方向性を示した、権威のある計画でありま

す。

これは、2007年、平成19年度を予定時期として、美唄労災病院と岩見沢労災病院との統合に踏み込むとともに、労災病院の再編に当たっては、独立行政法人労働者健康福祉機構において労災病院統廃合実施計画を策定して、その計画により順次再編を進めていくと、こういうふううたわれています。

この労災病院の再編計画の段階では、まだ独立行政法人に移行になっておりませんでしたから、その前の組織に対する厚生労働省労働基準局長からの文書があったわけでありませ

す。

これは、今現在公にされている労災病院の今後がどうなるかということでもあります。

そこで、美唄市が医療ビジョンに基づいて、市立病院と労災病院の統合について、具体的に独立行政法人の機構本部に申し入れをして、冒頭申し上げました、過日の美唄市財務実態等調査特別委員会の中での、これは財務の状況の中で市長が9月、10月をめどに一本化するかどうかの結論が出るという状況で、相手方と話を進めているという説明がありました。

どうするのか、何度か期限を切って要請をしてきたけれども、いよいよこの9月、10月にその結論が出るというお話があったわけでありませ

す。

そこで伺いますけれども、1つは、相手方とどのような詰め協議を行ってきているのか。2つは、どんなことが課題となり、今後の再編の見通しをどう立てているのか。それぞれお答えをいただきたいと思

います。

3つ目は、市立美唄病院経営健全化団体指定継続についてであります。

このことにつきましては、すでに9月15日の一般質問において同趣旨の発言があり、市長は、この市立美唄病院の第5次経営健全化団体の指定継続は非常に難しい状況であるというご答弁がありました。

その理由としては、平成16年(04年)、そして平成17年と2カ年、いわば計画と実績の大きな乖離があると。このこと理由によって継続をしていくことが非常に難しいというご答弁でありませ

す。

同じ事を聞いても同じご答弁でしょうから、そのことはそれで承知をいたしました。

そして、あわせて今後の作業として、9月の下旬に道とヒアリングがあると、さらに指定継続に向けて努力を続けたいというお話でございま

した。

そこで伺いますが、1つは、市長として努力をするということではありますが、どのような努力をするのか、指定継続に向けてです。その中身、全力で頑張りますとか、寝食を忘れて取り組みますとかということではなくて、これはすでに昨年の、一昨年の第4回定例会で同じような議論をしておりますから、それらの議論を踏まえて、どう市長として対応していくのかということ

を、まずお答え下さい。

それから、この経営健全化団体としての指定が仮に、最悪取り消しとなった場合、どんな影響が出てきますか。

起債の申請許可等のこともあるでしょうし、取り消しになったら交付税もこないだろうし、さらには根本的に市立病院そのものが、廃院勧告に等しいそういう状況になるのか、こういう影響、具体的にお答えいただきたいと思

大綱の2点目は、市長の選挙公約についてあります。

このことについては、市長が就任をして、所信表明を述べて、その所信表明に対する質疑、まさに最初のデビュー戦であります。2004年、平成16年10月第3回臨時議会におきまして、私は選挙公約とは一体何か、マニフェスト等の考え方についての認識、さらに、具体的に市長の公約を政策として、実行あらしめるためにどのようなことをしなければならぬか。

さらに、私ども議会、そして市民の皆さんが、市長が掲げた公約がどのように進められているか、その推進管理、事業の検証、これらができるような、そういったひとつ公約にしてほしいという願いを込めまして、私の考え方を具体的にご指摘を申し上げました。

公約として出されたのは、資料に、資料要求をしていただきましたのが、3つの柱、「人づくり」「まちづくり」「土台づくり」、そして緊急課題、これは地域医療です。先ほどお尋ねをしました地域医療、緊急課題を含めて13項目、31の施策が示されたわけであり、一覧表で。

そのうち、1年をめぐりにして早期に取り組む施策として、地域と温泉を結ぶ無料送迎バスの運行。2、生活安全条例の制定。3、福祉教育、英会話教育などへの取り組み。4、乳幼児に絵本を贈るブックスタートの実施。5、市民参加でする美しい環境づくりの推進。6、地域振興のための、農政部と商工部の新設。これやっけてしまいました。7、公共事業の厳選と確保による雇用の安定。8、市内業者や小規模事業者への発注。9、観光の足と

なるバスやタクシーの活用。10、温泉と飲食街などを結ぶ交通アクセスの確保。11、行政経費の見直しの徹底。12、市民による行政への協力隊づくり。13、市民相談コーナーの新設。そして最後は緊急課題でありました、地域医療ビジョンの策定、医師の確保、となっております。

14の施策が、1年程度をめぐりに早期に取り組むということ、所信表明の質疑に対する答弁がありまして、私は合わせまして、マニフェストの考え方、そして施策ごとにどんな数値目標を立てるか、いつまでやるか、期間、そしてその財源をどうするのか、それからスケジュールを含めた行程、これらの4つの基本要素を明らかにして、公約を実行するための手立てを示す認識を問いました。

市長は、これらの私の問いに対して、同じ認識に立っているというご答弁がありました。これからの行政運営をするに当たって必要なことだというふうに私も認識をしております。

そういうことで、今まちづくりのプランなど、修正されているということでこの辺りの中身を確認しながら、今後一定の時期までに、この行程表について作成してまいりたいとご答弁されました。

その後、昨年、平成17年(05年)の4月時点での、市長公約行程表を明らかにいたしました。

4年間かけて具体的にどうしていくという内容が明らかにされたわけであり、

そこで、伺いますけれども、すでに示された31項目の公約が、今日までどのように取り組まれたのでしょうか。

実施をしたもの、検討しているもの、手を

つけられないもの、そういった区分でそれぞれお答え下さい。

次に、特徴的施策についてお伺いをいたします。

これは、私が勝手に特徴的な施策という定義をいたしました。

ここでは少しく慎重に、少しく冷静に、進めるに当たってはやるべきだという視点でのものが、そのグループとぜひ成功していただきたい。

共感を呼ぶ、非常に夢のある、心が和むそういった取り組みと、両極端のものを特徴的な施策ということでお示しをしたわけであります。

具体的にお尋ねをいたします。

まず、食の駅とブランドをつくりますと、これは生き活きのまちづくりですね、まちづくりのところですか。ここにありますが、そういった食の駅と美唄ブランドをつくりますというところにくくられた、食の駅農産物加工施設と販売施設の新設。歩道橋による日本一の直線道路の活用。そして美唄ブランドの開発とPRについてであります。

このことにつきましては、所信表明の質疑でも取り上げましたし、予算委員会、決算委員会、これらでも機会あるごとにお尋ねをしてきています。

多くの同僚議員の皆さん方も関心を持たれて、取り組みの内容についてお尋ねをしているわけですが、重複する部分は恐縮でございますけれども、この公約の実現に向けてどんな取り組みをしてきたんでしょうか。今後どのように取り組もうとしているんでしょうか。実現に向けて、どんな課題があるん

でしょうか。それぞれお答えをいただきたいと思います。

それから2つ目、乳幼児に絵本を贈るブックスタートについてであります。

これは、恵庭市が全国で最初に手がけた施策であります。このことについては過日の新聞報道でも、その後のいわば打ち上げた内容をさらに充実するための恵庭市の取り組みが大きく報じられておりました。

私は、子ども達は本に親しみ、そして心豊かな人間に育つ、人格を形成をしていく、そのためにも本当によい取り組みを、先進事例を参考にされて市長が進められたというふうに思っております。ぜひ成功していただきたいと思います。

あわせて、このブックスタートは、ブックスタート、本を乳幼児に贈るだけが掲げる目標ではないと思います。

これらの私が申し上げた点をご認識していると思いますが、今日までの取り組みの内容、それからめざす方向性、こういったものをひとつご答弁をいただきたいと思います。

大綱の最後でありますけれども、国民保護法と市民の暮らしについてお伺いをいたします。

国民保護法と市民の暮らしでお尋ねをしたい趣旨は、国民保護法というのが、全条で190条余り、付則を入れますとよくわからない。ダウンロードしても出てこないぐらいに、非常にボリュームのある内容であります。

そしてこれは、一たん有事の場合に備えて、平時から市民生活に及ぼす影響が極めて大きい。果たしてこの国民保護法によって、暮らしがどうなるんだと。

私どもが、市民の皆さんに説明責任を果たす、そんな立場でお尋ねをしたいと思うんです。

このことにつきましては、すでに本年の3月、国民保護法関連2条例、国民保護条例、国民対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、これらが制定をされまして、国が法律によって市町村がやらなければならない法定の受託事務としてスタートをしたわけでありまして。

市の広報を見ますと、すでに協議会の委員の選定や委員の任命要請、さらには第1回の協議会が行われたというふうに承知をしています。

そこで、この1つ目は、関連条例の成立後にどういう取り組みをして、今後国民保護計画の議会への報告、これが一節でしょうから、これまでにどんなスケジュールで、どんな内容で進められようとしているのか、経過と今後について。

2つは、この国民保護法に基づく、美唄市や指定公共機関等の関係機関、そして自治組織等の公共的団体、さらに市民の皆さん方が具体的にどんな役割を担うのか。法律用語を余り入れないで、聞く人がわかりやすい内容でひとつお答えをいただきたいと思います。

3つは、この法定受託事務を行うことによって、基礎自治体としての美唄市、さらに具体的に今後平時における避難訓練や、それから食糧の備蓄等やら、こういったものにかかわる、直接・間接にかかわる市民の皆さん方に対する財政上の措置。

これは、一たん有事の場合、それから有事に備える平時の場合、法定受託事務ですから、国が100%面倒を見る、機関委任事務の変則

でありますからそうだと思いますが、このお金の問題についてはどのように法律上なっているのか。

4つは、この国民保護法に違反をしたとか、訓練が嫌だとか、例えばいざという時の立ち退き等の要求に対する拒否をしたとか、そういった場合の罰則、罰則がいろいろ書いていますが、難しくてわからないです。罰則についてはどのように押さえておられるのか。

それと、これは従来からあります地域防災計画、これは自然災害に備える地域防災計画と今回の国民保護計画、これらの関連はどうなっているのか、いざという時に避難経路を確保する、避難場所を確保する、非常食等の備蓄をしておく、全市民に行き渡るように警報等が届くようなハードの体制づくりをする、訓練をする、こういうようなものは、国民保護計画と重複する要素があると思いますが、根本的に人災として、外交努力の失敗によって起こす戦争と自然災害という根本的な違いがありますけれども、これらの関係について、関連について、それぞれご答弁をいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、地域医療の確立について新しい総合病院の開設についてであります。美唄市地域医療ビジョンを具体化するための「美唄市地域医療マスタープラン」は、年度内の策定を目指し作業を進めているところであり、現状では美唄労災病院との統合が大きな課題と考えております。

地域医療を取り巻く環境の変化のうち主な

ものを、平成 18 年 9 月時点で申し上げますと、民間医療機関が耳鼻咽喉科を開設したほか、病床数は、一般病床 49 床の減、医療型療養病床 41 床の減、介護型療養病床 9 床の増、合計で 81 床減少しております。

また、医療従事者のうち、労災病院と、市立病院の医師は、常勤医師で 4 名の減となっております。

マスタープランの策定に当たっては、これらの環境変化を踏まえるとともに、新しい病院が安定した運営を図ることができるよう、収支の見通しなどを含め検討していくこととしております。

次に、美唄労災病院の再編についてであります。平成 16 年 3 月 30 日に厚生労働省から発表された「労災病院の再編計画」では、美唄労災病院、及び岩見沢労災病院については平成 19 年度までに統合することとされ、統合に当たっては、一方の労災病院を分院として存続させることとされております。

一方、市立病院、美唄労災病院は、いずれも医師不足等により経営状況が悪化するなど、今の形のまま存続することが厳しい状況にあります。

このため、今ある市内の医療資源をいかした新たな医療体制を早急に構築する必要があるとの考えから、美唄市地域医療ビジョンを策定いたしました。

策定に当たっては、「地域医療問題等調査特別委員会」からの要望や、美唄市医師会からの意見等を踏まえ、市民の皆さんに適切な医療を提供するため、中核病院としての役割を担う新しい病院をつくること。新しい病院は市立病院、美唄労災病院を統合することで実

現することが望ましいとしたところでございます。

市立病院と美唄労災病院の統合の実現に向けては、昨年 11 月に、「労働者健康福祉機構」に対し、統合への検討並びに美唄労災病院の施設等の譲渡を正式に要請したところであり、現在脊損医療や新病院の体制、開設年度などが課題となっているところでございます。

なお、10 月中には機構としての一定の方向性が示されるものと考えており、引き続き両病院統合の実現に向けて最大限の努力をしております。

次に、市立病院の健全化団体の指定継続についてであります。今年度は昨年に比べ、さらに厳しい状況ではありますが、地域医療確保のために取り組んでいる本市の実状と、最重要課題となっております医師確保や透析治療の拡充、費用の一層の縮減など、健全化に努めていくことを国や道に対し説明し、指定継続に向けて今後とも要請を行ってまいりたいと考えております。

また、指定継続とならなかった場合の影響は、現在措置されている特別交付税が措置されなくなること、起債が制限されることなどや、自主健全化計画の策定などの課題が出てくるものと考えております。

次に、私の公約の推進状況についてであります。31 項目のうちすでに実施したものは、「ブックスタートの実施」「農政部の新設」「地域医療ビジョンの策定」「間口除雪制度の充実」「福祉教育、英会話教育などへの取り組み」「市内事業者や小規模事業者への発注」「公共施設の音楽演奏施設としての活用」「地域と温

泉を結ぶ無料送迎バスの走行」の8項目であり、検討中あるいは国に対して要望中のものが、「生活安全条例の制定」「大規模食糧備蓄基地の誘致」など13項目あり、今後検討を要するものは、「医療費助成の充実」など10項目となっております。

次に、公約の具体的項目についてですが、初めに、食の駅、農産物加工施設と販売施設の新設については、これまで庁内に「食の駅検討プロジェクト会議」を設置し、美唄の農産物、特産物にこだわった農産品直売所、レストラン、特産物販売所等の施設や、駐車場等の規模の概要、観光情報などの発信方法、設置場所の選定等について検討を行っております。

また、先進調査として、道内の「道の駅」の中でも評価の高い「ライスランドふかがわ」など、空知管内5カ所の概要調査や、ニセコ町の「ニセコビュープラザ」で農産物直売所を運営している生産者直売会の運営状況等の聞き取り調査をしてまいりました。

さらに、市内外におけるイベント会場における「美唄の食」に関するアンケート調査の実施や、地元農産物・特産物の販売を行う「食のフリーマーケット」の開催などにより、市民の地元農産物に対する理解や「食」の大切さをPRしてまいりました。

今後の作業といたしましては、商工・農業及び市民団体等の関係機関との協議を進め、施設内容、規模等の検討、民間における管理運営の可能性についての検討、並びに設置場所の絞り込みを行ってまいりたいと考えております。

農産物加工施設等につきましては、加工及

び加工品の販売による地元農産物の高付加価値化は、今後の地産地消及び農業経営の視点からも必要であると考えておりますので、農協等との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、歩道橋による日本一の直線道路の活用については、「起点のまちびばい」での歩道橋からの展望は、「食の駅」のシンボルとして多くの集客が見込まれることから、一体的施設としての設置が望ましいと考えており、現在関係機関に要望等を行っております。

次に、美唄ブランドの開発とPRについては、アスパラ、ハスカップはもとより、主農産物である米、小麦や焼き鳥などの特産品、あるいは米粉商品等、「食の駅」を中心に多くの方々に味わっていただき、美唄の誇れる「食」のPRにより「美唄ブランド」の構築に努めてまいりたいと考えております。

乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート」については、絵本を通して語りかけることにより、親子が絆とコミュニケーションを深め心豊かに成長できるよう、昨年11月から図書館と保健センターが連携して実施しており、これまで7カ月乳幼児健診の際に、延べ20回、合計142組の親子に絵本を贈呈いたしました。

この事業に関連して、昨年9月から毎週「金曜おはなし会～親子で遊ぼう、絵本で遊ぼう」を新たに実施し、絵本や読書に親しむ取り組みを行っておりますが、今後家庭での読み聞かせや子どもの読書が定着するよう、年齢にあった絵本の紹介などのアドバイスを行うとともに、1歳6カ月健診時に保護者へのアンケート調査を行い、事業効果の測定を行うこととしております。

なお、図書館では、読み聞かせのボランティア活動や、昨年寄付を受けて購入した児童図書約1,200冊を、「白戸文庫」として開設するなど、この事業に関連した広がりが生まれており、今後も地域が力を合わせて子育てを支援する活動を通して、ブックスタート事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、国民保護法と市民の暮らしについて。関連条例成立後の経過と今後についてであります。これまでの経過につきましては6月に、美唄市国民保護協議会委員の選定や各機関に委員任命要請などを行い、7月6日第1回美唄市国民保護協議会を開催したところであります。

第1回協議会の内容につきましては、国民保護法の骨子説明、これから作成する美唄市国民保護計画の構成やスケジュールを協議会に諮り、了承を得たところでございます。

今後の予定につきましては、素案作成、パブリックコメント、修正、協議会の開催、道との正式協議を得て、今年度中に議会へ報告をする予定でございます。

次に、法に基づく美唄市ほか関係機関、公共的団体、そして市民が担う役割についてであります。国民保護法では「住民の避難」「避難住民の救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」という3つの柱に基づき、国、都道府県、市町村、指定公共機関などの役割分担を定めております。

平常時の役割につきましては、地方公共団体等は国民保護措置の的確かつ迅速な実施のための体制を整備すること、常備消防体制との連携による当直化の強化、従来の消防訓練と連携をとった訓練実施に努めるなどであり、

市民は防災訓練などに参加するよう努めることとされております。

緊急事態が生じた場合は、国は国民保護措置について基本的な方針を策定し、地方公共団体等は国の方針に従い、各機関で作成した国民保護計画や業務計画に基づき、それぞれの地域や業務における国民保護措置を実施すること、また、市民は、住民避難や主催者や救援援助、負傷者の搬送や消火活動など、必要な協力をするよう努めることとなっております。

なお、国民保護法においては、措置の実施に当たり、基本的人権の尊重に関する規定を設け、基本的人権が不当に制約されないようにしております。

市民の協力については、任意であり、強制されるものではなく、協力要請する場合においても安全確保の上、要請を行うこととなっております。

次に、法に基づく美唄市や公共的団体、市民に対する財政上の措置についてであります。国民保護法の規定に基づき、地方公共団体等が行う事務は、法定受託事務に整理されるものであり、地方公共団体等が行う措置に要する経費、費用については、原則として国が負担することとなっております。

平常時に必要となる経費のうち、国民保護計画の策定に係る経費、国民保護協議会の設立・運営経費、消防団・自主防災組織との意見交換会の開催経費などにかかる経費については、普通交付税により措置されることとなっております。

また、事態が生じた場合には、地方自治体等が国民の保護にかかる措置を実施するため、

物資の収用や土地の使用を行った場合の損失補償、及び措置を実施するに当たり、必要な援助に協力した者が、そのために死亡、負傷または障がいの状態となった時の損害補償については、国における財政措置が規定されております。

次に、法に基づく罰則についてであります。国民保護法における罰則規定は、違反行為により周辺地域の住民の生命、身体、または財産に甚大なる被害が生じるおそれがある場合や、避難住民等の救援の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、または公務の執行を積極的に妨害する行為がある場合について、その命令の実効性を確保するため、罰則を科することとなっております。

具体的には、危険物等による災害を防止するため、各関係機関の長が発する命令に対する違反や、物資などの保管命令に従わず、それを隠匿するなどの行為をしたもの、公安委員会による通行禁止、または制限に従わなかった者などに対し、懲役や罰金などの罰則が定められているところであります。

次に、国民保護計画と地域防災計画との関連についてであります。国民保護計画においては、武力攻撃事態や緊急対処事態、地域防災計画においては、地震、台風などの自然災害を対象としているところでございますが、両計画の共通するものは、地域住民の避難誘導、救援・救助や被災地の応急措置・災害復帰をいかに迅速に行うかということであり、そのためには平常時からの防災訓練、防災資機材の備蓄、広報活動や市の組織体制の確立、関係機関等の連携強化に努めることなどあります。

このことから、国民保護計画の作成に当たっては、その共通であるものに対しては、地域防災計画を参考としながら取り進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 何点か、重ねて質問をいたします。

最初の地域医療の確立についてであります。美唄労災病院の再編に関して、先ほどのご答弁では、具体的に正式な要請を機構にしたのが今年の11月、市立と労災との統合の検討を求めたということと合わせて、労災病院の施設譲渡、正式にこれも要請をしたということがご答弁されました。

課題といたしまして、脊損医療、脊髄に損傷を持っておられる市民の皆さん方、市外からおいでの方、これらの医療、これはいわば政策医療、こういう範疇でありましょう。そのことや新病院の体制、どういった経営の体制で行くのか、開設年度が課題で、9月、10月ということで、過日ありました財務実態ではご答弁でしたが、今回のご答弁は10月中ということになりました。今は9月の19日でありますから、まだ一月余りあるということであります。

さらに、新しい総合病院の実現に向けて、最大限の努力を引き続きしたいというご答弁でありました。

そこで、私は、いずれにしても、もうそろそろ時間がくるということですね。結論が出るという局面になって、今言われたことが課題です。とこういう状況でしょうか。

10月中に出る内容、これらがどんなものなのか、どんな方向を示されているのか、見通

しをお持ちだと思っんですが、この見通しを示していただきたい。

それから、労災病院に限って考えますと、この平成16年の再編計画、これを読みますとさまざまなクリアしなければならない課題が書いていますね。

まず1つは、この労災病院そのものが、全国で37を30に再編する、この再編成は、5病院の廃止と、4つの病院を2病院に統合すると、ですから7つの減ということです。

廃止または統合の対象病院として示されて、ここに美唄と岩見沢があるということで、わかるわけでありませう。

そして、この新しくできた独立行政法人で病院の統合実施計画をつくるとこういふことになっていませう。ですからこの中に具体的に入ってくるということなんでしょう。これはそういうふう勝手に思っはいけないうのかもしれないかもしれませんが、そういうことで、それでいいんでしょうか。

それと、この労災病院の廃止等に当たっの留意点というのがありませう、地方公共団体と関係者の協議という項目では、労災病院の廃止等に際しては、存続を要望する労災病院については、これはまず機構として、こういふ内容で整理する際、地域医療の視点で地方公共団体や民間への移譲を積極的に進めていくというのがありませうね。

この廃止等というの、廃止と統合とこういふのが入るんでしょうか。

地方公共団体や民間への移譲を積極的に進めていくという項目がありませう。

それから、患者さんに対する配慮として、診療、療養に支障のないように確保に努める。

そして、職員への配慮、対象になっ職員は、他の労災病院等への配置転換、または移譲先への再就職等による雇用の確保に十分配慮する、こういふ留意点というのがあるわけだ。

そして、これは何のために再編するかといふと、基本視点というのがありませう、いわば労働政策という視点での果たしてききた労災病院の役割というの、機能を失わない、維持しようということでありませう。

これはあくまでも被災労働者の早期職場復帰、勤労者の健康確保というそういう労働政策の推進に寄与すると、こういう役割をしっかりとっ言っ、そして現下の状況を考えて効果的、効率的な研究機関の整備、集約等の整理、それから、一般診療等について高度専門的医療の提供体制の確立、救急医療の整備、そして労災指定医療機関、これらに対する充実等とこうあるわけだ。

一方で、機構本部側がこういふ留意事項をどう担保できるんだらうかというのがあると思っんです。

当然、正式要請をして、市長も何回かおいでになっていませう。ですから、また美唄市としても、地域資源としてあるこの労災病院、この労災病院の果たしてききた役割と、それから全国的な1つのネットワークというものを形成することによって、美唄の労災病院の中心的な1つの政策目標でありませう、脊損の皆さんへの診療、そして毎日生活なさる、生活環境の確保と、これらがどう美唄市にとって担保されるのか、これらを相手に確認しなくはいけないうじゃないですか。

あわせて、先ほど譲渡の申し入れといふこ

とおっしゃいましたが、申し入れの時に、ただでくださいと言ったのか、これだけの用意をするということと言ったのか、将来このビジョンにありますように、病院の建設ということもビジョンのとおりおっしゃったのか。

こういったようなことを、双方信頼の上に成り立って協議をして、そしてよしということで、一番大切なことを忘れていました、医者の確保です。

そこで、労災病院の機構本部が美唄市長に対して、よし一緒にやりましょうと、困難を克服してやりましょうと、こういうことになるんでないでしょうか、先ほどのご答弁だけでは、そういった姿が見えてこない。

せつかくの機会ですから、今本当に最優先課題として、まさに難問山積のそういった問題を抱えて苦悩なさっている私は市長だと思うんです。

ぜひ、ひとつ悩みを共有をして、地域としていいものに持っていくためのそういった1つの方針を決めるに当たっての決定プロセス、これはまちづくり基本条例にもあるわけですが、これも。

市長は全権委任の、交渉でいきますと全権委任大使と、それからそれを受けて批准案を国会に提案をするというそういう責任、両方を持っておられるわけでありまして、ひとつその辺の具体的な詰めの状況、これを再度お尋ねをしたいと思えます。

市立病院の問題ですが、これは先ほど壇上でも申し上げましたけれど、2004年の12月10日、12月第4回定例議会で、今回、今ご答弁にあった内容とほぼ等しい、そういう状況が明らかになりまして、そして私はその問題

について3回や4回発言をしたことを実は覚えてはいるんです。

その時に何を言ったかといいましたら、市立病院の指定、これの取り消し、廃院勧告と一緒にですよということを申し上げた。

すなわち、国や道から見捨てられたことになる。こんな状況では新しい総合病院の開設というのは不可能じゃないですかということをお願いした。

そして、ただ指定継続をお願いをするというそういった姿勢ではなくて、市立病院の火を消さない、そういった決意を明らかにして、新たな不良債務を発生させないための追加支援を含めて、これ財政支援を含めてですよ、考えられるすべての対策を講じるべきだということをお話申し上げた。

そして、北海道、国を動かすには、3分の1が条件だとか、そういった事務的な話ではなくて、審査する側の立場ではなくて、相手の心を動かすそういった迫力と、美唄の地域医療を守るという強い責任感、こういうものがなければダメですよ。どうぞ頑張ってもらいたいということを申し上げたんです。2回、3回、4回話をしました。

そして、定例会終わりましたから、たしか12月の何日だったでしょうか、二十何日だったでしょうか。美唄市地域医療問題等調査特別委員会で、全議員で構成する特別委員会で、全部の総意で議長に対して委員会としての要望を差し上げて、議長が市長に対してその要望を受けた。これは先ほどの答弁でもあったわけです。議会も一緒になって市長を応援します、支えます。ぜひひとつ議会もあなたを支えているということを支えにして頑張ってもらいたい。

ほしいということを申し上げたんです。

このまとめた内容というのは、全体での合意形成をしてまとめた内容ですが、今私が申し上げたような趣旨でお話を申し上げたんです。

それを、また今回言わなければならないということを、極めて残念に思うわけですが、市長はこれからどうなさるおつもりですか。

前回の時は、事務段階だから、ひとつ政策トップである知事にもお会いしようと、副知事にもお会いされた。そして、追加支援についても財源措置をされて、そして1億5,000万円プラス1億円の追加支援を出した。こういった取り組みをされた。

その際、新しい総合病院というものをつくるというこういった1つの夢、これの具現化に力を貸してほしいということも、迫力ある要請活動を行ったと思うんです。

また同じことをやらざるを得ないのかもしれませんが、少しく私申し上げた部分を受け止めて、どのように行動をおとりになるのか。

2005年、04年ですから平成16年です。12月に申し上げた、今回は9月にヒアリングがあると、この自治体病院経営ハンドブックでいけば、道にいつまで報告して、道はそれを受けて10月の中までに国に対しての対応をすところこう書いているんです。そういうことでしょう。

しかし、前回の時はこの議論を12月にやっただけです。決してこのいわば提出期限、タイムリミットというのは先例がありますから、さらっと起債が借りられなくなるとか、それから自主再建をしなければいけないとか、特

交来ないとか、こういったことよりも基礎が、根っこが、美唄のまちづくりが崩れていくと、こういうこととイコールでないのでしょうか。

それぐらいの瀬戸際にあるんじゃないでしょうか。

ぜひ、ご認識と具体的行動の内容、これらについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、市長選の公約、選挙公約であります。特徴的な施策について絞ってお尋ねをします。

先ほどのご答弁では、まず食の駅関連。

これらについては、市内プロジェクト会議で検討、施設の概要や場所の検討、先進地空知5カ所プラスニセコの調査、アンケートの実施、フリーマーケットの実施、これは主に道の駅ですね。これから設置場所を絞り込むと。

それから、農産物の加工は、これは農業経営の観点でJA等と協議するというものですから、これからですね。ゼロです、これは。

それから、いわゆる跨線橋、国道12号線をまたぐ歩道橋、これについては国、国道の管理者、開建とこれから協議をしたいということでありまして、これもこれから。白紙ですね。こういう状況だと思えます。今のご答弁を素直に受けますと。

そして、今までの議論の中で、プロジェクトの1つの進行過程でありましたけれども、この平成18年、2006年の当初予算を審査する予算の特別委員会の中で、助役のご答弁ありまして、やはり公約があって検討とこういうことで、特にこの直線道路にかかわる跨線橋についてはこの検討委員会、プロジェクトの中で果たしてできるのかとそういう声もあ

りましたということおっしゃった。

それから、市長もその時ご答弁されまして、バリアフリーの世の中だから、今の時代に果たして合うのかとこういう心配もなさっていましたね。どなたかに聞いたお話だったと思いますけれども。

そして、橋を新設をするのか、既存の橋を使うのかという選択肢も一方ではあるというお話でした。

この橋について考えますと、これは国や道の管理者に持っていったら、言葉悪いけれどもまともに受けていただけるものだろうかという、私は心配があるんです。

しかし、市長はずっと強い決意で、私は考え直したらどうですかということは何度も申し上げたが、強い決意で、このいわば食の駅関連事業構想というのは、美唄が進める生き活きたまちづくり、これに欠くことのできない事業だと、熱意を持って進めるというお話しは崩れていないんです。

そこで、お尋ねいたしますけれども、改めて、私が聞くからかもしれないんですけれども、私の周り、全市民対象にしていませんからわかりませんよ。決してこのことについて、地域振興に役立つというそういった状況、まず取り巻く今の美唄の状況からして、三笠もあるし、奈井江もあるし、言われるように 800 超える全国でありまして、そして北海道は 92 カ所だということです。自治体の数が 182 とか 3 とかでしたでしょうか。2 自治体に 1 つでしょう、こういう配置条件。

そして、このスタート、私調べましたら中山間です。中国地方、広島県ですよ。ここがスタートでして、スタートは随分日にちがか

かっていると。すでに昭和の代から検討して、地域要望を出して、そして試行錯誤をして、平成 5 年が正式な、いわば道路行政の 1 つとして進められたものですよ、この道の駅というのは。

成功例もあるわけでありましたが、あちこちに取り組みの実績があるんです。そして何のためにこれをしようとしたかというものも明確であります。

よほどの、美唄におけるこの施設が、他の施設と差別化を図れるようなものがなければだめでしょう。

幾ら毎日 2 万 5,000 台近い車が走っているとしましても、12 号線全部走っているんですから、美唄だけじゃないわけです。

これ、いつまで経っても検討の内容をお示しになったことないじゃないですか。発言をすると検討をしていますということだけですよ。中身ないですよ。

そして、この地域申請のフロンティアという、元気な定住地域確立への道という、大学教育出版で出しているやつですが、これ農村ですね、心豊かな中山間地域の確立と発展への展望というところで、この道の駅の取り組みです、スタートからのことが詳しく出ています。

広島三次市、ここの例が出ていました。

ここは温泉も一緒になって掘って、そういったものがある。高速道路等のアクセスの問題もありますけれど、ここは経営主体が 3 セクです。第 3 セクター。

随分長いこと議論をして、1 株 10 万円の発行株券、600 株の株券を発行しまして、資本金 6,000 万円。そして行政です、まちがやっ

たのが60%、3,600万円。村の内外、このいわゆる行政区域内外の企業等で、2,400万円の出資を集めている。

その内容は、この内容ですが、民間の法人が50株、商工会が3株、住民負担、住民。これが307株持っていますよ。

1人10万円投げたつもりで、おらがまちの1つの施設を、おれたちがお金も出して、汗もかいて運営していこうというのをくり上げてきたんです。

途中でこの出資比率、市が出すのと、住民等が出すのとひっくり返ってしまって、市の方で拠出して、40、60の割合ひっくり返ってしまっている。

これは、経営をしていこうと、これから道の駅をどうやってやっていこうか、これ農村の方が多いいですよ。

一生懸命やっていただきたいという声もこの議会であるでしょう。

誰かがお金を出して、誰かがやってくれということで、やってくれということなのか、自ら汗をかこう、そして金も出そうということでやることなのか、えらく違うんじゃないでしょうか。皆さんの要望があるという声1つでも。

それで私は、この運営形態の中に市民の経営参加、今具体的な例申し上げましたけれども、そういった立場を含めて、今全くゼロだから、2年目に入って検討が。何もないんです、出ないんですから。初年度50万円、2年度100万円の調査費を使おうとしているわけでしょう、それに人もかけている。

私、前にも指摘しましたがけれども、構想をつくって下さい、基本構想。これ、言われた

ら答える、言われたらぼつぼつ答えるじゃなくて、自らこの市長がおっしゃる美唄の活性化にはならないそういった食の駅構想というものをこのように組み立てるという基本構想をまずつくって下さい。

そして、その構想を市民の皆さんに、今言ったような市民参加の経営ということもお示しになって、そして必要かどうかの判断していただけないでしょうか。

基本構想、基本設計、基本計画でしょう。そして具体的な実施計画、これすべての事業は、総合計で幾らになりますか。これもわからないんだ。

聞いてわかったのは、ことしから始まった総合計画の後期基本計画、18、19、20、21、22です。この中で、3年間の期間で、5億円を事業費でみているという話は、総務部長答弁されました。

規模もわからない、何もわからないで金額を出すというのはかなりご苦労されたと思いますが、そういうことです。

予算委員会で言ったんです。それ聞いているから。

それで、その際は、かかる事業費、そして財源内訳、実施したい、市長が言われるように、農産物の加工所は農協がおやりになる、農協にやってもらうというそういう願望を持っていらっしゃる。

国道に架ける跨線橋は開建の国道管理者だから、国にやってもらうという要望持っておられる。

そして、道の駅はなかなか箱物をどうするかというのは、今資金手当も大変だ。特定財源めざすのは大変だから、これは借金でやる

うということでしょう。

そういった内容もしっかり示して、合わせて今後公共事業、後期基本計画そして自立推進計画、この中に盛り込まれている建設事業の20億円、これがこういうものを入れることによってほかの生活関連、身近な生活関連事業が落ちないように。

基本構想ですから、その中には、これだけのことを投資をしたら、農家の皆さん方のおつくりになっている農産物がこれだけ売れて、そして交流拠点施設「ぴばまーと」等の競合もなく、収入がこれだけでもくろめて、雇用もこれだけ出てくる、こういった地域振興につながるという事前評価表です、まさに。

投資がどう効果が出るかということもお示ししなきゃ、市民の皆さんご判断できないですよ。そういうことを組み立てられてやっていただきたいと思うんです。

こういうふうに聞けば答えてくる、これは行政として、プロがやる仕事では決してないと思いますよ。かかわる職員の皆さん戸惑っているんじゃないでしょうか。

市長のリーダーシップをとって、今申し上げた点、だめだというのならどこがだめか具体的に指摘していただいて、反問権というのは、栗山はいいんですよ。あなたの発言はこういうことは、私はちょっと理解できませんとか、内容もう少しわかりやすく言ってくださいとか、栗山の議会は理事者側に反問権も与えているんです。議長がお許しいただいたら反問権、わからないことわからないと言っていいですから。

そういう、今申し上げた点について、明快なご答弁をいただけないでしょうか。今後相

談します、検討します、こうでないはずですよ、今申し上げたことを受けたご答弁をいただけないでしょうか。その場をクリアしようということは余りお考えにならないで、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、すみませんね。12時過ぎましたから、少しまだあるんですが、続けていいですか。恐縮です。お昼休みに入りましたが、余り饒舌を避けて、ポイントだけ絞って申し上げたいと思います。

ブックスタートを、先ほど申し上げましたけれども、これは恵庭の中島市長が立候補した時に、こういうイラスト入りのマニフェストをつくったんです。

彼は教育を重点に、教育だけとも言っていないかもしれません。このブックスタートの項目は、読書コミュニティという項目で、そして、到達目標を挙げているんです。

学校図書館で本を借りて、小学生1人が1年で100冊読むのを目標にしよう、市民と協力し、まちの読書環境を整えられるように工夫しますとこういうことです。

そして、これは北海道ではじめて学校図書館に専任の司書も配置しているんです、恵庭市は。

この市民の皆さんの協力を得て、図書のために寄付があれば、同額を離散措置する制度を研究したいということ、マニフェストに示して、そして9月16日土曜日の北海道新聞に大きく取り上げていました。本への寄付を後押しし、市民の善意に同額追加と。

これは見事なマニフェストだと思います。

そして、この方が沖縄に行って、先進県である沖縄に行って、そして子ども達が心豊か

に育っている姿を見て、いじめのない、校内暴力のない姿を見て、今あれもこれもやれる時代じゃない、さらに地方財政が大変になる、やれることは子ども達の未来、恵庭のこれからをつくっていく子ども達に何を残せるかということだと。世界に発信できる、そういった子ども達のための政策をやろうということをやったんです。

ぜひ、市長今申し上げたこと、壇上でも申し上げましたけれども、これは教育委員会の所管になるでしょうから、市長の公約を実現するのは、市長は予算の編成権というのがありますね。

実現しない教育委員は、市長は人事権もありませんから、議会の承認必要ですけど、実行するのは教育委員会ということですから、ひとつそれぞれの連携もとりつつ、主体性も尊重しつつ、そういった掲げる目標を示して、大きく皆さん方にPRして進めていただけないでしょうか。

これは大いに評価をして、数値目標を立てるべきだということでもあります。

それから、最後の国民保護法の関係ですが、これは国民保護計画をつくる時に、法律の条文にもありますけれども、広く国民の声を計画に反映せというのがあるんです。

これ、委員の選任ですけど、受ける側、ボランティア団体とか地域とか、市民の団体とか労働組合、これ一切入っていないんです。

この選定に当たって、まずどういった考え方でやられたのか、それからこの計画づくり、会議をきちっと透明性のあるものにしていただきたいということで、対策をどうとられるか。

それから、議会は来年の3月に報告を受けるだけです、法律上は。だけれど、これは地域の一人ひとりの問題に深くかかわります。中間報告についてご検討いただけませんか。その点ひとつ、再度ご答弁いただければと思います。

●議長長岡正勝君 紫藤議員の2回目の質問に対する理事者の答弁は、午後からといたしたいと思います。

午後1時15分まで休憩いたします。

午前12時10分 休憩

午後3時20分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、紫藤議員の一般質問の発言中ですが、この場合、特に市長から発言を求められていますので、これを許します。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

紫藤議員の一般質問中ですが、本日昼に、職員が競売入札妨害容疑で事情徴収を受けているとの報道がありました。

現在、事実確認を行っているところであり、詳細が明らかになり次第、ご報告いたします。

●議長長岡正勝君 なお、紫藤議員の一般質問の2回目の質問に対する理事者の答弁は、明日行うことといたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いた

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 3 時 2 1 分 延会